

# さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



- ▶「地積調査」と云うのをご存じですか…………… 弁護士 竹澤 京平
- ▶お隣さん…………… 弁護士 高橋 一弥
- ▶詐欺事案について…………… 弁護士 姉崎 真人
- ▶令和8年道路交通法改正について…………… 弁護士 竹村 一成
- ▶非常勤講師として…………… 弁護士 秋場 啓佑
- ▶ご挨拶…………… 弁護士 横澤 将幸



代表弁護士 竹澤 京平

## 「地積調査」と云うのをご存じですか

ロシアのウクライナ侵攻に始まり、イスラエルのカザ侵攻、アメリカのベネズエラ介入、そしてアメリカ・イスラエルによるイラン攻撃など、このところ力による秩序の変更が行われているようで「法の支配」はどこに行ってしまったのかと、将来を憂えています。なにやら世界がヤクザの縄張り争いの場になってしまったかのようです。これを止められるのは、ヤクザならば警察権力が止められるでしょうが、国際紛争では、本来国連が機能しなければならないというところをアメリカを始め主要国が国連を尊重しない限りこれも期待出来ず、広く国際世論がそれぞれの国の中で、法の支配による秩序維持に声を挙げるしかないのでしょうか。終末時計の残り時間がどんどん短くなって行く気がします（なにより気掛かりなのは、こうした現状の中で育って行く子供達、次の世代に悪い影響を与えていることです）。

話は変わりますが、皆さんは「地積調査」と云うことをご存じですか。実は、先日南房総市から妻宛に「地積調査事業の実施について」と題する書面が届きました。

ここで云う「地積調査」とは、昭和26年に制定された「国土調査法」に基づく調査のことで、所謂「一筆調査」と云うものです。土地の筆ごとに所有者・地番・地目を調査し、境界の位置と面積を確定して、地積を明確にするもので、最終的には正確な地積図と地籍簿を作成し、法務局にある公図と登記簿を正しく更新することを目的としています。

これは、明治時代に作られた地積や公図等がもっぱら地租を目的にして作られたことや、当時の測量技術が十分でなかったことなどもあって、土地の位置、形状、そしてなによりも「縄伸び」と称せられるような面積が大きく異なっていたことから、これらを正そうとしたのです（なにやら現代の「検地」と云ったところでしょうか）。

これにより境界争い等の土地トラブルを未然に防止できたり、登記簿等の信用が高まり、土地取引の円滑化に資するだけでなく公共事業の円滑化や、取り分け昨今の様に地震や洪水などによる災害の復旧対応にも役立ったことが期待されています。

しかしながらこの事業には、調査の手間（権利者の特定や現場を知る人が居なかったり、高齢化や相続手続きがなされていなかったり、正にジグソーパズルを継げるような作業が必要です）と多大な費用を要することから、前記のように壮大な理念を実現しようとした事業ですが、法律が施行されて75年になろうとする現在でも未だ完結していません。

今回気になって、事業の進捗率を調べてみたところ、令和6年度現在で全国では市町村数のうち、完了したのが35パーセント、実施中が47パーセント、休止中が12パーセ

ント、未着手が6パーセントと云うことであり、その中でも千葉県の進捗率は思いの外低く、着手率は市町村の69パーセント、面積では17パーセントに過ぎないことが判りました。

未着手や休止の原因は、もっぱら予算が思うように付かず事業箇所を区分し予算に合せてせざるを得ないことにあるようです。

また今回の妻のケースでも、3代前の祖父名義の土地が対象のようですが、関係者のだれもが現場やそもそも存在すら知らなかった土地で（課税の対象にもなっていなかったようですから固定資産税の通知にもなかったようです）、今後の調査で立ち合い等を求められても、どこまで協力出来るか考えさせられます。

今回の通知は、連絡先調査のためのものですが、事業計画を見ると1年目に現地立合、2年目に測量、3年目に地図閲覧、4年目に登記（法務局送付）となっていました。予定通りに行くとは思えず心配になります。

こんな調子ですから全国の地積調査が終わるには、少なくとも後2、30年は掛かると思います。正に100年に渡る大事業です。

ところで、今回の調査の件は、以前「さくら」に書きましたが、令和6年4月から始まった相続登記の義務化の問題とも重なってくるように思っています。

今回の通知により相続財産の存在を知ったことになると、3年以内に相続登記をする義務を負ったことになってしまうからです。価値もほとんどなく、共有地である上に相続分も僅かであることを考えると、手間暇掛けてどこまでしなければならないか悩ましいところですが、こちらは最悪過料の制裁もあることなので、催告等を受けた時は対応せざるを得ないと考えています。

人口減少が進み、さらに人の流動化の中で、地方では耕作放棄地が増加したり、急傾斜地など私人ではもはや管理しきれない土地が増えている現在、これも以前に記載した令和5年4月から施行されている「相続土地国庫帰属法」による放棄の要件を緩和したり、相続時に限らず所有権の放棄を認めることをしないと国土の保全に支障をきたすことになるのではと漠然と考えているところです。遺産分割の相談でも、以前は土地を欲しがったのですが、最近では負担や管理が大変だとして土地をいらないと云う人が増えているように思われるのも土地所有に対する意識の変化があるように思います。時代は変わってきましたね。（なぜか、日本史で習った奈良時代の「墾田永年私財法」のように、民が土地を所有することに熱意を持っていた頃の話を取り上げました。）

## お隣さん

- 1 隣の家から伸びてきた枝は切れないが、根は切れるという話をどこかで耳にしたことがあると思います。

昨年、隣家の銀木犀が台風で裂け、太さ3cm程の枝が皮一枚を残して我が家の外壁に寄りかかってきました。春先には、隣家の竹の根がブロック塀の下を潜ってきて芽を出し、気がついたら5m近くもの高さに達していたということもありました。

その顛末を語ります。

- 2 民法は所有権の規定のなかに「相隣関係（そうりんかんけい）」という項を設けています。簡単に言えば、お隣さんとの土地利用関係です。

土地の所有権は地面の上と下に及ぶので、隣家の木の枝や根が当方の敷地内に入り込めば、それは形の上では所有権の侵害となります。しかし、お互い様の自然現象であり、僅かばかりの越境に目くじらを立てていては近所付き合いができません。そこでこのお互い様という気持ち、つまり互譲の精神を法は取り入れ、隣同士の土地利用の関係を調整したのが、相隣関係の項なのです。

- 3 民法改正により、令和5年4月から、隣地の樹木の枝が境界線を越えたとき、①隣地の所有者にその枝を切除するよう求めることができ、②切除を求めたのに切除しないとき、樹木の所有者が知れないとき、急迫の事情があるときのいずれかの場合には、自分で切ることができるようになりました。古い民法には①の規定しかありませんでしたので、自分で切ることができませんでした。法改正により②が付加され、隣家に枝を切ってくれと催促したのに切ってもらえない場合には自分で切ることができるようになりました。もっとも、越境の程度が僅かで、被害らしき被害がないような場合にまで切除を求めることはできません。これが互譲の精神というものであり、切除される側とする側との利益のバランスが著しく失う場合には、切除請求や切除行為は権利の濫用となって、請求は認められず、切除は損害賠償責任を招く可能性が高いでしょう。

よって、切れと催促したが隣地所有者がこれに応じないからといって、当然に自分で切ってよいというわけにはならないことに留意しなければなりません。

私の場合、折れて越境し、我が家の外壁に寄りかかっている枝があることにお隣さん

は気づいていませんでした。というのも、高さ4m近い銀木犀はブロック塀の内側に10本ほど並び立って枝葉を伸ばしてしまっていたので、そのうちの僅か一本の枝が折れたぐらいでは枝葉の陰になって見えなかったからです。それに、我が家の外壁と言っても家の裏側、西側であり、寄りかかっていると云っても僅か1本の、折れて枯れ始めている枝でしたし、そんなこと以上に、毎年、お隣さんの銀木犀が西日を遮ってくれるのを内心ありがたく思っていたという事情もありました。このようなことから、そのうちお隣さんが気づいてなんとかしてくれるだろうと思っていたところ、夏前にお隣さんの頼んだ植木業者が銀木犀をきれいに剪定してくれました。これで越境問題は何事もなく解決したのですが、銀木犀が丸裸になったため、夏、日よけを失った我が家のアオダモとツツジは西日に焼かれて枯れ、ブルーベリーも半死状態になってしまうという被害(?)が発生しました。今は、夏までに再び枝葉を大いに伸ばし、越境してくれるのを心待ちにしています。

4 昨年春、我が家の西側の外壁下に竹の子が一本芽を出しているのを見つけ、次に気づいたときには5m程の高さに達してしまっていました。竹の子は次から次へと出てくるので抜根が面倒だと聞いていたので、こちらは私の方で植木屋さんに頼んで切り取ってもらいました。民法は、境界線を越えた根は切り取ることができると規定していますので、これに従ったわけです。もっとも、越境していればいかなる場合でも抜根できるというわけではなく、抜根すれば樹木が枯れてしまうおそれがあるのにお隣さんに相談もなく切ってしまうえば権利の濫用となる可能性もあるので注意しなければなりません。私の場合、お隣さんの庭の中ほどにある竹叢から10m近く伸びてきた根でしたし、切除した後も竹叢は元気に空に伸びていました。

5 似たような問題に落ち葉や果実の落下もありますが、これもお隣同士として我慢すべき限度を超えるほどの被害と言えない限りは、お互い様の精神で解決するしかありません。

このほか、改正民法には、境界のブロック塀等を作る作業のために隣地に立ち入る権利や、電気ガス水道を自己の土地に引き込む設備を隣地に設置する権利など、現代社会にマッチした新たな相隣規定が設けられました。しかし、そこに流れるお互い様という意識に変わりはありませんので、所有権が侵害された、いや利用するのは権利だなどといきり立つ前に、お隣さん同士という気持ちを第1の判断基準とする心構えが肝心でしょう。

## 詐欺事案について

### 1 始めに

#### ～オレオレ詐欺の被害は近年も増加しています！

オレオレ詐欺は、「俺だよ俺俺」なんていいながら、被害者の家族だと信じ込ませ、言葉巧みにお金を振り込ませる詐欺です。

これまでマスコミで何度も取り上げられていることは、みなさんもお存じのとおりです。さすがに被害も下火になったのではないかと思いきや、近年その被害が増大しています。

千葉県警のホームページ ([https://www.police.pref.chiba.jp/seisoka/safe-life\\_fraud-damage.html](https://www.police.pref.chiba.jp/seisoka/safe-life_fraud-damage.html)) によると、オレオレ詐欺の被害額は以下のとおりです。

令和6年12月 約27億6000万円

令和7年12月 約56億7000万円

(以上千葉県のみ)

すなわち、去年1年間に千葉県だけで50億円を超える被害が生じています！

このような状況を踏まえ、今回は、万が一にも詐欺の被害に遭うことがないように、最近の詐欺事案について触れて、注意喚起をしたいと思います。

### 2 オレオレ詐欺について

#### ～劇場型詐欺に進化しています！

現在のオレオレ詐欺は、複数の人間が役割を決めて、巧みな演技でワナにかけてきます。



手口は以下のとおりです。

①まず、大手百貨店、家電量販店から電話がきます。

店員 「今、当店であなた名義のカードで買物をしようとする者がいます。怪しいので引き留めています。これから警察に通報します。」

②次に、警察官や金融機関を名乗る者から電話がきます。

警察官「先ほど××デパートから通報がありました。カードの情報が盗まれています。カードを止める手続きをしますので、暗証番号を教えてください。近くに警察官(職員)がいますので、すぐに向かわせます。」

③最後に、警察官や金融機関を名乗る者が来訪します。

警察官「××署の××(銀行協会の××)です。それではカードをお預かりします。また連絡します。」

④騙し取ったカードを使って、犯罪グループが預金を引き出します。

(上記のやり取りは、千葉県警のホームページ「電話de詐欺」から抜粋)

[https://www.police.pref.chiba.jp/seisoka/safe-life\\_fraud-refund.html](https://www.police.pref.chiba.jp/seisoka/safe-life_fraud-refund.html)

### 3 還付金詐欺について

#### ～ATMで還付金が返ってくることはありません！

次に、還付金詐欺も増えています。

「お金が手に入ります」と言われて、警戒感が薄くなったところで、言葉巧みにATMに誘導し、お金を振り込ませます。



具体的な手口は次のとおりです。

①まず、市役所（社会保険事務所）職員を名乗る者から電話がきます。

職員「市役所の〇〇と申します。

〇〇さんは、〇年分の医療費の還付金  
が〇万円あります

以前、ご案内を送付しましたが、期限が  
過ぎても手続きされなかったのでご連絡  
しました。

今日中であれば、特別に手続きが出来ます。

金融機関の担当者から手続きの方法を  
説明しますので、ご利用の金融機関を教え  
てください。」

②次に、金融機関の職員を名乗る者から電話が  
きます。

職員「すぐに還付金の手続きをします。

還付金は〇〇さんの口座に振り込みます  
ので、キャッシュカードを持って、今すぐに  
〇〇のATMにいらしてください。

ATMに着いたら、〇〇-〇〇〇〇-〇  
〇〇〇の電話番号に連絡をください。」

③被害者がATMについて電話をすると、手続に  
必要だからと言って暗証番号等を聞き出し、そ  
の場で言葉巧みに犯罪グループの口座に金銭を  
振り込ませます。

（上記のやり取りは、前記の千葉県警のホームペー  
ジ「電話de詐欺」から抜粋）

### 4 被害を避けるポイントは？

#### ～即時の判断を避けましょう！

一番重要なのは、「即時に判断しない」というこ  
とです。

お金の話が出たら一旦立ち止まりましょう。

そのうえで、必ず家族や周囲に相談して下さい。

### 5 被害に遭ってしまったら？

#### ～まず警察に連絡しましょう！

不幸にも詐欺に遭ってしまったと気づいたら、す  
ぐに警察へ連絡してください。

次に、金融機関やクレジットカード会社へ連絡し  
て下さい。

警察が相談を受け付けている事案であれば、  
振込先の預金口座やカードの取引停止に応じてく  
れる場合があります。

そして、専門家（弁護士）に相談して下さい。

最近では、詐欺被害の拡大を踏まえ、法律（振り  
込め詐欺救済法）による保護もなされています。  
場合によっては、被害の回復を図ることができま  
す。

### 6 最後に

今回取り上げた詐欺事例のほかにも、たくさ  
んの詐欺事例があります。

犯罪グループは、あの手この手で被害者を騙そ  
うとしてきます。

大事なことは、前記のとおり、「即時に判断しな  
い」ということです。

何かあったら家族や周囲に相談し、それでも不  
安な場合は専門家（弁護士）に相談するようにし  
て下さい。

以上

## 令和8年道路交通法改正について

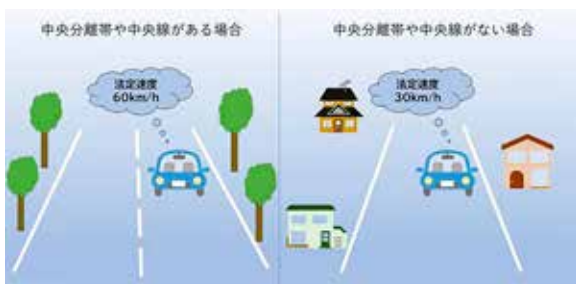
### 第1 はじめに

- 1 2026年(令和8年)は、道路交通法が大きく改正されます。その背景には、生活道路での重大事故や自転車関連のトラブルが増加傾向にあること等があります。変更点をきちんと知っておかないと、道路交通法違反による処分を受けることにもなりかねません。そこで、今回の記事では、2026年の改正について解説したいと思います。
- 2 2026年改正の主な変更点としては、以下の4つが挙げられます。
  - ①生活道路における法定速度の引き下げ
  - ②自動車と自転車の側方通過ルールの強化
  - ③自転車の交通違反に対する反則金制度の導入
  - ④車の仮免許取得の年齢要件「18歳」から「17歳6か月」に引き下げ
 以下、これら4つについて、概観していききたいと思います。

### 第2 生活道路における法定速度の引き下げ(2026年9月施行)

- 1 道路交通法施行令の施行によって、生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられます。
 

ここでいう「生活道路」とは、中央線又は車両通行帯等がない、主に地域住民の日常生活に利用されるような道路のことをいいます。



<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/438250.html>より抜粋

- 2 なお、道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

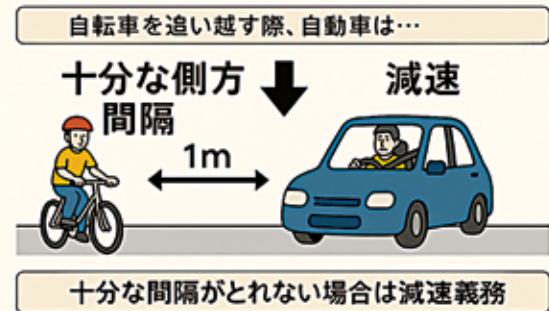
### 第3 自動車と自転車の側方通過ルールの強化等(2026年4月施行)

- 1 自動車について
 

自動車等は、車道を、同一方向に進行している自転車等の右側を通過する際に自転車等との間に十分な間隔がないときは、その間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません(なお、十分な間隔とは、自転車が自動車を認識している場合で1m以上、認識していない場合は1.5m以上です)。この義務に違反した場合、3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金、反則金(普通車7,000円)、違反点数2点が課されます。
- 2 自転車等について
 

車道を走行する自転車等についても、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならないことが義務づけられました。この義務に違反した場合、自転車等でも5万円以下の罰金、反則金(5,000円)の対象となります。

#### 自動車と自転車の側方通過ルール



[https://www.tb-cars.co.jp/column/detail.php?co\\_num=133](https://www.tb-cars.co.jp/column/detail.php?co_num=133)



<https://pai-r.com/column/20260127/> より抜粋より抜粋

#### 第4 自転車の交通違反に対する反則金制度の導入(令和8年4月施行)

- 1 2026年4月から、16歳以上の自転車運転者には、交通反則通告制度が適用されることとなります。これは、自転車の交通規制に関する、かなり大きな改正であって、令和8年改正の目玉の一つかと思えます。
- 2 交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)とは、交通違反をした場合の手続を簡略化するための仕組みです。

これまでは、自動車等に関しては、青切符の制度が設けられていましたが、自転車にも、青切符の制度が導入されます。

一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けなくて事件が処理されることとなります(逆に、納めないと刑事手続等に進む可能性があります。)、この時に、発行される交通反則通告書が、いわゆる「青切符」と呼ばれています。

- 3 青切符による反則金額は、違反の種類ごとに様々ですが、例えば、信号無視の場合6,000円、一時不停止5,000円、携帯電話を使用しながら運転した場合(いわゆる「ながら運転」)は12,000円といった反則金が課されます。

#### 第5 車の仮免許取得が18歳から17歳6か月に引き下げ(令和8年4月施行)

令和8年4月から車の仮免許取得の年齢要件が「18歳」から「17歳6か月」に引き下げられる

ことになりました。高校3年生の学生にとっては、免許取得のしやすさが高められることが期待されます。

#### 第6 まとめ

最近、自転車による大きな事故等も増えており、規制も厳しくなりますので、責任ある自転車の運転を心がけたいところです。

なお、千葉県では、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき令和4年7月1日から既に自転車保険への加入が義務化されています。私も、自転車事故に適用される対人・対物無制限の個人賠償責任保険に加入しています。この機会に、ご自身が自転車事故に適用される保険等に加入しているか、加入しているとしてその補償内容は十分かを確認して頂いたら良いかと思えます。

以上



人権大会で訪れた軍艦島(長崎)付近の海上にて

## 非常勤講師として

ふとカレンダーを眺めて、月日の流れの速さに驚くことがあります。気づけば、弁護士として歩み始めてから10年が経っていました。

この十年間、様々な案件に携わる中で、弁護士として、そしてひとりの人間として、非常に多くのことを学ばせていただきました。

10年の節目に、というわけではありませんが、今回は、私にとってのささやかで新しい挑戦について、少しだけお話をしたく思います。

最近、法律の基本書（学者の先生方が書かれた法律書をこの界限ではそう言います。）を開く機会がこれまでよりも目に見えて多くなりました。これほど腰を据えて基本書を読み込むのは、正直に言えば司法試験の勉強をしていたとき以来のことかもしれません。

きっかけは、学生時代の友人からの連絡でした。かつて同じゼミで机を並べ、今は民法の研究者として活躍している彼から、大学で非常勤講師をしないかと声をかけられたのです。

こうして私は今年の4月から千葉県内の私立大学で非常勤講師を務めることになり、今はその準備のために学び直しの真っ最中なのです。

担当するのは「民事訴訟法」「倒産法」「民事執行法」の三科目。学問としても、そして実務においても極めて重要な法分野がそろい踏みです。

弁護士になってからというもの、毎日のように書類を作り、様々な訴訟に携わり、各種の交渉に立ち会うことで、法律家としての経験値はそれなりに積んできたつもりです。

ところが、いざ学生に教えるとなると、これが非常に難しい。語句の定義ひとつとっても本によって微妙な表現の違いがあり、「なぜこの先生は、この表現を選んだのか？」という背景を突き詰めていくと、自分が「わかっている」と思っていた理解が、いかに断片的で、あやふやなものだったかを痛感させられます。

しかし、今私は、学生たちに教える準備のために、

自分の理解の至らなさをひとつひとつ確認していく作業を、とても楽しいものを感じています。司法試験という、人生を左右する胃が痛くなるような試験とは無関係に純粋に法律を学ぶことは、まるで学生の頃に戻ったような新鮮な喜びがあります。

実務家にとって、この学び直しの機会は最高の贅沢だと思っています。

日々の業務では、どうしても結論を急いでしまいがちですし、学説や判例を見る目も、学問的な正確性よりもどう自分の主張にひきつけてその根拠にすることができるか、という視点に偏ってしまいます。

しかし、大学という場所は、（少なくとも実務家法曹よりは）結論に急かされず、立ち止まって「なぜ？」を掘り下げることができる場所です。そうした大学という最高の環境で、学生に教えに行くというよりも、私自身がもう一度法律の面白さを再発見させてもらいに行くという気持ちで、講師としての職務に臨みたいと思います。

もちろん、この挑戦は私個人の知的好奇心を満たすためだけのものではありません。非常勤講師としての経験を、単なる自己満足の学び直しにとどめずに、依頼者の皆様に還元していきたいと考えています。

最新の学説・判例・法改正に関する知識をアップデートして確かなものにし、よりわかりやすい説明技術を身につけることで、皆様の抱えるお悩みを、もっと分かりやすく、もっと納得のできる形で解決できる、そんな弁護士になるための一助にしたいと思っています。

大学での経験は、それ自体が得難い貴重なものであると同時に、必ずや、皆様により誠実で、より高度な法的サポートを提供するためのステップアップになると信じています。

多忙な日々となりますが、これまで以上に一件一件の案件に情熱を注ぎ、皆様の期待に応えてまいりますので、新しく踏み出すこの一步を、温かく見守っていただけましたら幸いです。

弁護士 横澤 将幸

## ご挨拶

はじめまして。新たに当事務所に入所致しました、弁護士の横澤将幸と申します。岩手県で出生し、同県の小学校を卒業後、中学生の3年間を千葉市で過ごしました。その後は英国の高校に留学した後、青山学院大学法学部で3年間学習し、一橋大学法科大学院を修了、和歌山での司法修習を経て、当事務所で弁護士として勤務させていただくことになりました。法律を通じて、地元貢献したいという思いで弁護士を志しました。志を持った頃の初心を忘れず、日々研鑽を重ねて参る所存ですので、どうぞよろしくお願ひ致します。

私が弁護士を志すきっかけとなったのは、中学時代に授業の一環で弁護士の先生のお話を伺ったことでした。その先生は、当時千葉市内の法律事務所において勤務しており、自らの仕事について地元の人々に寄り添いつつ、その利益を守ることができる責任感とやりがいのある仕事であると話していて、感銘を受けたことを覚えています。それからは、英国に留学し、生まれ育った母国以外での生活を通じて、制度や文化の違いを学びつつ、帰国後は大学・大学院にて法律を学習しました。

弁護士になろうと決意してからおよそ10年が経った今、そのきっかけを与えてくれた地である千葉県において弁護士となり、地元の皆様に貢献することができることを大変喜ばしく感じております。

これからは、一日も早く皆様に信頼していただける弁護士になるべく、日々の職務に誠心誠意取り組んで参ります。先日司法修習を修了したばかりの未熟者ではありますが、百戦錬磨の先輩弁護士の背中を見ながら、少しでも先輩方に近づけるよう精進して参りますので、何卒、よろしくお願ひ申し上げます。



当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。  
お気軽にご相談ください。

### 交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

### 離婚・相続・信託

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚、相続や信託などの家庭の法律問題に対応します。

### 医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

### 一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

### 企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

### 建築紛争

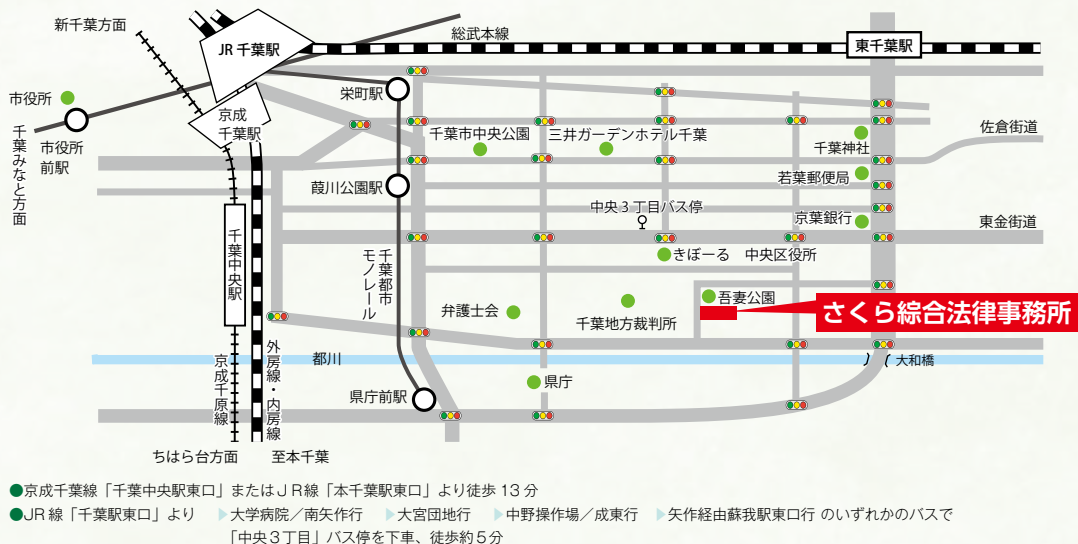
住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施工側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

### 倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

### その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずご相談ください。



## 弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階  
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513  
<https://sakurasogo-lawoffice.com>  
<https://sakurasogo-s.com> (相続・信託サイト)